

松本市特定プラスチック転換支援補助金

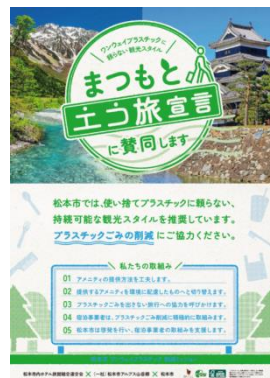
事業者による脱プラスチックの取組みを促進するため、プラスチック使用製品から代替製品へ転換する経費を支援します。

対象者

- ▶ まつもとエコ旅宣言の発出団体に加盟している宿泊事業者
- ▶ 各種商品小売業、飲食料品小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業又は洗濯業のいずれかの事業を営んでいる者

まつもとエコ旅宣言

令和4年11月14日に、松本市内ホテル旅館組合連合会、一般社団法人松本市アルプス山岳郷及び市が、地域全体で使い捨てプラスチックに頼らない観光地となるよう取り組んでいくことを宣言しました。



補助対象事業

商品やサービスの提供に併せて顧客に無償で提供する**プラスチック使用製品**を、**プラスチック代替製品**に新たに転換すること。

- ※ 既にプラスチック代替製品を使用している場合は対象外
ただし、既存のプラスチック代替製品を、更なるプラスチックの削減につながる製品に転換する場合は対象となります。

プラスチック使用製品とは

以下の特定プラスチック使用製品 12品目

- ①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー ⑥ヘアブラシ
⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ ⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー

プラスチック代替製品とは

- ア 一般社団法人日本有機資源協会のバイオマスマーク認定商品であって、当該協会が定めるバイオマス度が25パーセント以上のもの
- イ 日本バイオプラスチック協会のバイオマスプラマーク取得商品
- ウ 紙、木等を主たる素材とする製品
- エ アからウまでに類すると市長が認める製品

補助対象経費

転換後の製品の購入に要する経費と、転換前の製品の購入に要する経費の**差額**

- ※ 複数品目の同時申請可能
- ※ 品目ごとの数量は、1年間の使用量を見込んだ数量まで。

下記の費用は、補助対象外となります。

- ▶ 交付決定日より前に購入したプラスチック代替製品の購入に係るもの
- ▶ プラスチック代替製品の購入に係る送料、振込手数料等の間接経費

補助金額

補助対象経費の**全額** ただし、下記の金額が**補助限度額**となります。

宿泊事業者

【施設の定員数】

- ・ 20人以下 5万円
- ・ 21人以上50人以下 10万円
- ・ 51人以上 15万円

その他の事業者

5万円

※ 年度内における補助金の合計額が、補助限度額に達するまで交付申請可能です。

申請書類

補助金の交付を受ける場合は、プラスチック代替製品の購入前に交付申請を行い、交付決定を受けてください。

- ▶ 交付申請書（様式第1号）
- ▶ 事業計画書（様式第2号）
- ▶ 宣誓・同意書（様式第3号）
- ▶ 転換前のプラスチック使用製品の直近の購入に係る納品書又は領収書等の写し（製品及び単価が分かるもの）
- ▶ 転換後のプラスチック代替製品の購入に係る見積書等の写し（製品及び単価が分かるもの）
- ▶ 旅館業営業許可申請書の写しその他の施設の定員数が分かる書類（申請者が宿泊事業者の場合）

補助金の交付を受けるにあたって

補助金の交付を受ける場合は、補助金によりプラスチックごみの排出抑制に取り組んでいることについて、購入した製品の使用期間中は、店頭での掲示、自社のホームページでの発信その他適切な方法で周知する必要があります。

実績報告

補助金は後払いとなるため、交付決定後、プラスチック代替製品の納品及び支払が完了した後に、下記の書類を提出してください。

- ▶ 実績報告書（様式第7号）
- ▶ 事業実績書（様式第8号）
- ▶ 補助対象経費に係る領収書等の写し
- ▶ 購入したプラスチック代替製品の写真

その他

- 補助金は毎年度申請可能ですが、令和8年度までの時限的な支援となります。
- 補助金終了後も、プラスチック代替製品の導入の継続に努める必要があります。

お問い合わせ先

松本市役所 資源循環推進課

〒390-0851 松本市島内7576-1（管理棟2階）

TEL：0263-47-1096

E-mail：kankyo-s@city.matsumoto.lg.jp



▲補助金HP